

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 令和元年10月16日（水） 15時30分から16時55分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 6階 601会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 谷萩八重子, 中村眞一, 斉藤学, 足立勇人, 田山知賀子, 元濱昭二
 - (2) 執行機関 小川邦明, 吉田友洋
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
水戸市消費者教育推進計画（第2次）の策定について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市消費者教育推進計画（第2次）【素案（R01.10.16）】
 - (2) 水戸市消費者教育推進計画（第2次）策定スケジュール（案）
 - (3) 水戸市消費者教育推進計画（第1次）の実施状況

9 発言の内容

執行機関

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。

議事に入るまでの進行は、私、市民生活課長の小川が務めさせていただきます。まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(確認)

執行機関

続きまして、今回初めて参加される委員がおりますので、改めて、自己紹介をお願いいたします。

(会長から順に自己紹介)

執行機関

続きまして、本日の出席者数を報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、現在6名が出席されております。事務局に欠席の報告がありました委員は、〇〇委員、〇〇委員でございます。したがって、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の規定により、当審議会は成立しております。

なお、傍聴人は0人でございます。

それでは、ここからの議事の進行は、会長にお願いしたいと思います。会長お願いします。

会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

〇〇委員、〇〇委員をお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

それでは議事に入らせていただきます。(1)の水戸市消費者教育推進計画(第2次)素案についてです。

素案につきましては、事前に送付しておりますので、お目通しいただいているとは思いますが、改めて事務局の方から説明していただき、それから審議をしていきたいと思っております。

執行機関

(素案の説明)

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問はありますか。御意見でも構いません。
まずは第2章までで何かありますでしょうか。
(発言なし)

会長

それでは、第3章の基本的な考え方についての御質問・御意見はありますでしょうか。第4章の施策の展開もあわせて、各委員からいただきたいと思います。名簿の順番でお願いいたします。

委員

全体的に素晴らしく、出来上がっていると思います。実施できれば理想だと思いますが、消費者と消費生活センターと行政との連携がなかなか難しい。なぜかと言いますと、消費者が応えられないというのが現実であると考えております。消費者側が、自ら進んで学ぼうという気になっているかが重要でありまして、もう少し、我々が、市民の皆様にも自覚を持ってもらえるようにしていくことが必要だと思います。もう一つ、消費者教育の中にパンフレット、チラシなどでの啓発がありますが、県西・県南の方では、寸劇をやって、目で見て、場面を想像できるような取組をしているところがあります。私の理想としては、水戸でもできればと思いますが、消費生活センターの方ではどうなのか、質問をしたいのですがいかがでしょうか。

委員

自分たちが演じたり、寸劇を見たりすることの効果は承知しています。相談員が対応するのは難しいため、消費者団体がやっていると思います。今は、消費者サポーターが、いろいろなところで話をするなどしているので、今後寸劇などができるようになるといいなと思っています。センターでは台本を作るということではできると思っています。出前講座ではDVDを見てもらっており、映像があってよかったという感想もいただいています。情報発信についてはいろいろ工夫をしていきたいと思っています。

委員

ただパンフレットを配るだけでなく、映像を使ったりして、おもしろおかしく伝えたりできれば。計画は立派に出来上がっていると思いますが、いかにスムーズに取り組んでいくかは、ある程度具体的なものがないと計画が生かされないのではないかと思います。

会長

市の方では具体的な記載についてどのように考えていますか。

執行機関

推進計画ということで、方針をまとめたものでありますので、具体例として入れるなど、表現について検討させていただければと思います。

会長

寸劇という言葉を入れるかどうかは別として、ソフト的なものも記載できるというのかと思います。

委員

消費者自身が何とかしないといけないということが入るといいのかなと思います。受け身ではなく、発信していく立場になっていかないと、なかなか先に進まないのではないかと思います。

執行機関

「興味を持つような」とか、「体験型」「参加型」とか、表現は検討したいと思います。

会長

事業者の立場として、〇〇委員はどのように思いますか。

委員

商工会議所の会員数は4千。市全体の事業者数は約1万2千でありまして、3分の1程度です。商工会議所で研修をしても市内の3分の1の事業者しか網羅できないですが、きちんとしたサービスをするためには勉強をしないといけないと考えています。

計画としてはよくできていると思います。7ページの保護者に対する消費者教育について、高校生が0%となっていますが、高校を卒業すると一人暮らしが多くなるので、高校生でも教育をしていかないとだまされやすくなるのではと思います。

地域コミュニティにおいても、生涯学習の勉強会や講演会のときに、最後の5分くらいでもチラシを使って説明をするなど、時間を作って教育を行えばいいのかなと思いました。

最近、クラウドファンディングが流行っていますが、人から集めたお金を持ち逃げするようなことが、これから増えるのではないかと考えています。世代によつてのトラブルがあるので、それを見極めていくことが大事だと思います。

委員

県立高校に対しては茨城県が消費者教育を行っており、市においては、幼稚園や小中学校に対して消費者教育を行っています。ぜひ、県の取組をお聞きしたいと思います。

会長

29ページに職域における取組が記載されていますが、このような内容でよろしいか〇〇委員にお伺いしたいと思います。

委員

従業員に対してよりも、経営者に対する消費者教育が重要であると思います。商工会議所として、消費者教育という機会はあまりなかったもので、そういう時間やチラシを作っていけば周知できると思います。

会長

商工会議所に入っていれば周知もできると思いますが、入っていないと難しいかと思います。

委員

職域の部分については、消費生活センターとしても入りにくい領域です。今年はいくつかの会社等で研修等を開催することができましたが、どうしたら職域に入っていけるかまだまだ課題です。チラシを作って周知するなどやっていかないとと思っています。消費者市民社会の目的は、事業者と一体になってやっていくことも大事なのでよろしくお願いします。

会長

商工会議所が大きな窓口であるので、どのように連携をするかということでしょうか。

それでは、先ほど話がありました県の取組について、〇〇委員お願いします。

委員

全体的に網羅されていると思いますが、県ができないことを入れてもらえればと思います。具体的にはSDGsです。例えば、ごみ問題や食品ロス、子ども食堂についてなどを消費の視点から教育ができればと思っていますが、なかなかできないです。そのような特徴あるものを挙げられたらおもしろいのではないかと思います。出前講座の内容として、市民大学のテーマとして盛り込むなどを検討されるのもいいかと思っています。

委員

食品ロスについては、出前講座の中でやっています。オファーも結構あります。ライフスタイルを変えていくという考えで、市民大学の中でもやっています。

委員

やっているのであれば、記載してはどうでしょうか。アプローチできる体制があるのであれば。仕掛けていくのが重要だと思います。

会長

教育の観点から、〇〇委員いかがでしょうか。

委員

学校では家庭科や公民の中で消費者教育をやっているのですが、同じことを2回やっていたりします。授業でもディスカッションをやっています。保護者に対する消費者教育について低い割合であるのは申し訳ないなと思うところでもあります。SNSについて講師を呼んで講演会をする際に保護者にもお知らせをしましたが、保護者の参加率が低いのが現状です。仕掛け方や保護者が足を運んでくれるような内容とするほか、公民の授業を保護者に見ていただき一緒に勉強していただくなど、工夫をしないと、保護者への啓蒙はなかなか上がってこないのではないかと思います。

これから学校は地域に開かれたものになっていきますので、消費者教育は小中高生に限らず、地域を巻き込んで、地域ぐるみでやっていくことが必要になってくると考えます。

会長

教職員に対する研修についての記載がありますが、実際のところどうなのでしょう。

委員

夏休みには研修を行っており、外部の講師をお招きして話を聞くこともしていますので、消費に関して話をしてもらうのもいいと思います。朝の会の活用という記載もありましたが、家庭科や社会科の先生かどうにかかわらず消費者教育について話をしていると思うので、そのための基礎知識としても研修会は大事だと思います。

委員

先生は忙しいので、生徒・学生に消費者教育をするのは非常に難しいとも思っています。その準備のために時間を割くと、保護者からのバッシングを受けるのではないかと想像するのですが、それを解消することはできないのでしょうか。

委員

働き方改革と言われていますが、業務内容を仕分けして、これは学校の先生がやらないといけない、これは地域のかたがたに任せてもいい、などとやっていかないと、働き方改革にならないと考えています。地域のかたがたにもお手伝いいただくなど、やり方だと思います。

委員

保護者を巻き込むのは非常に困難だと思います。出てきてくれる人、出てきてくれない人がはっきりしているので、先生がたは非常に苦労していると思います。

委員

消費の問題はこれからもっと注目されると思います。今は電子マネーが広く使われ、自分自身も現金を使う機会が少なくなっていますが、通帳からは確実にお金が引かれています。お金の動きが目に見えなくなってきました。本当に大事なこと

として、保護者のかたにも授業参観で授業を見てもらって、一緒に考えてもらうなどの工夫をしていかないといけないと思います。

委員

小中学校の現状としては、総合教育研究所と連携をして、小中学校の数校で消費者教育をしています。消費生活センターでは、教育のメニューを作成して、先生方に選んでもらっています。生きる力や学ぶ力をつけてもらうために、学校の先生と一緒にやっていくところです。小学生にフェアトレードの話をする、自分たちが学校に行けること、御飯を食べられることが幸せだという感想もあり、小さいうちから社会の構成員であることを自覚してもらうため、消費者教育は大事だと思っています。また、成年年齢引き下げが予定されており、中学生からも契約についてきちんと教えていかなければならないという現状もあるので、その点からも消費者教育は非常に大事だと思っています。保護者への教育についても、学校が仕掛けをしてくれると出前講座に行くことができると思います。県立高校については県にお任せするようかと思いますが、水戸市内の高校にも出前講座に行けなくはないと思っています。職域については、入っていくことが難しいが、計画に位置付けがあると行きやすくなります。

意見になりますが、基本方針3の基本施策3の「持続可能な消費に関する啓発・取組」については、基本方針3の中に入れるのではなく、基本方針4「持続可能な社会の実現に向けた教育の充実」などとして設定し、その中に「持続可能な消費に関する啓発・取組」としていただけないでしょうか。SDGsに取り組む方向性も出ており、個別に考えてもらえるといいと思います。

また、24ページの中学生期のところで、「消費者としての行動が環境や経済にどのような影響を与えるかについて理解を深め、日常生活の中での具体的な実践を促します」に「身近な消費者問題及び社会課題の解決、公正な社会の形成について考える」というような内容も必要と考えているので、加筆できないでしょうか。

高校生期のところで、「生産・流通・消費が環境や社会経済に与える影響を考える」「持続可能な社会を目指してライフスタイルを考える」という内容を入れていただくことはできないでしょうか。

会長

22ページの「水戸ならではの魅力ある教育」という表現がありますが、そのことをもう少し出していただければいいのではないのでしょうか。

それでは、時間でもありますので、慎重な御審議ありがとうございます。事務局におかれましては、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえ、次回の審議会で修正した素案を示していただきたいと思います。

執行機関

すみません、一つだけよろしいでしょうか。基本方針を四本立てにとの御意見がありました。こちらにつきましては、前回の審議会の中でも、基本方針として三本立てでお示しさせていただいたところでもあります。これは庁内の政策会議におい

て決定しておりまして、恐縮ではありますが、三本立てで進めさせていただければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

委員

持続可能な社会の構築と情報発信はセットにならない。行動に移していかなければならないので、そのことをきちんと位置付けしていかないと。

執行機関

御意見を踏まえながら検討させていただきます。

会長

それでは、以上をもちまして、第2回消費生活審議会を終了します。
ありがとうございました。